定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月八日

石川県金沢市問屋町一丁目五七番地

北陸通信工業株式会社

代表取締役　嶋田　泰嗣

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月八日

岐阜県中津川市中津川九六四番地一〇三

美濃工業株式会社

代表取締役　杉本　潤

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月八日

愛知県知多郡美浜町大字野間字中新田五番地

株式会社トウチュウ

代表取締役　森田　勉司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年六月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年六月八日

大阪府大阪市北区茶屋町一九番一九号アプローズタワー一二階

株式会社ケービーエス

代表取締役　前田　恭明

合併につき株券等提出公告

当社は、白栄興産株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年八月三日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年六月八日

広島県廿日市市桜尾一丁目一二番一号

白栄産業株式会社

代表取締役　白井龍一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小林典子が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年六月八日

東京都練馬区桜台一丁目一二番五号四〇六

株式会社Kobayashi Consulting Firm

日本における代表者　小林　典子

限定承認公告

本籍宮崎県大崎市鳴子温泉鬼首字高剝一六番地四、最後の住所東京都足立区鹿浜三丁目二一番一〇号カーサ　クロシェット一〇二

被相続人　亡　髙橋　弘亮

右被相続人は平成二十六年十一月三十日死亡し、その相続人は平成二十七年六月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月八日

東京都千代田区神田須田町二―二三ＳＳビル二階

限定承認者陽田泉

右記代理人弁護士　野田　広大

限定承認公告

本籍東京都八王子市横川町一九八番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加藤　忠一

右被相続人は平成二十七年一月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年五月二十二日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月八日

東京都八王子市横川町一九八番地三

相続財産管理人　加藤　悦子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年七月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年六月八日

茨城県日立市幸町一丁目二〇番二号

株式会社日立ライフ

代表取締役　加子　茂

平成二十七年六月八日

三重県伊勢市小俣町湯田一〇二八番地の一

丸八協同組合

理事長　八木　信行

訂正公告

平成二十七年六月一日掲載の外国会社の全ての日本における代表者の退任公告中、「日本における代表者　関　美雪」とあるは、「日本における代表者　關　美雪」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月八日

東京都足立区竹の塚二丁目一六番四号

CIP-Expression International Institute, Inc.

日本における代表者　關　美雪

訂正公告

平成二十七年五月十四日掲載の丸八協同組合に係る組織変更公告中、八木商店及び丸八協同組合の住所が「三重県伊勢市小俣町一〇二八番地の一」とあるは「三重県伊勢市小俣町湯田一〇二八番地の一」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月八日

三重県伊勢市小俣町湯田一〇二八番地の一

丸八協同組合

理事長　八木　信行

訂正公告

平成二十七年六月三日掲載のアスザック株式会社に係る定款変更につき通知公告中、「定款の定め廃止」とあるは「定款の定めを廃止」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月八日

扱　店

訂正公告

平成二十七年六月三日掲載のアスザックフーズ株式会社に係る定款変更につき通知公告中、「定款の定め廃止」とあるは「定款の定めを廃止」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月八日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年三月二十七日（号外第六十九号）公布内閣府令第十五号（消費者安全法施行規則等の一部を改正する内閣府令）（原稿誤り）				
三四	上	一四	法	消費者安全法（以下「法」という。）
三五	〃	終りから五	法第十一条の三	法第十一条の三第一項
三五ページ下段表中				
第八条の九第一項各号列記以外の部分			内閣総理大臣	他の地方公共団体の長
			消費者庁長官	当該他の地方公共団体の長
第八条の九第一項各号列記以外の部分			消費者庁長官	当該他の地方公共団体の長
三五	下	終りから一二	の申出があったときは	の求めがあったときは
〃	〃	〃	七法第十一条第二項	法第十一条の二第二項
三六	上	六七	法第八条の十五	第八条の十五
平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）公布内閣府令第二十六号（子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令）（原稿誤り）				
三八三	下	一	一支給認定こども	支給認定子ども
三八四	上	一	四二十八条	第二十八条
（印刷誤り）				
三八三	下	二	令第四条第二項	令第四条第三項

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月八日付第一二八号六四ページ
◉付録　五月官報目録一二ページ

ページ●同日付政府調達第一〇五号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）